

(福岡委員提供資料)

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会

第3回 (令和3年9月3日)

資料3

長野県の地域生活移行と 地域生活支援拠点の取り組み

誰にも開かれた社会の実現

1 西駒郷改築を契機とした地域生活移行の推進



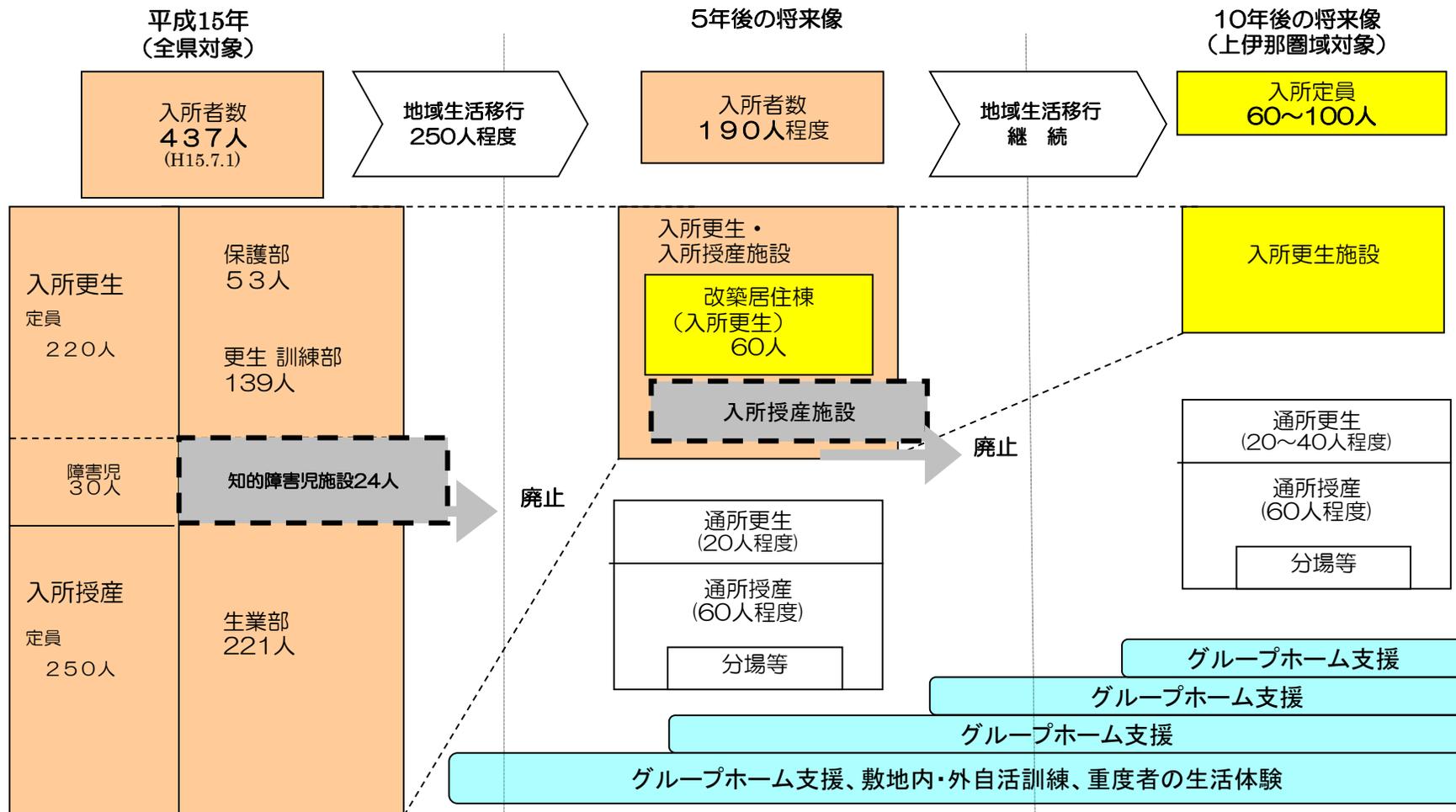
2 サクセスモデルの実現

西駒郷(県立施設)の地域生活移行を進めることにより、

- ① 地域住民の意識を変える より開かれた社会の実現
障害のある方にとって暮らしやすい社会＝誰にとっても暮らしやすい社会
- ② 施設利用者、家族の意識を変える
- ③ 民間施設の取り組みを促進

施設支援から地域生活支援への転換

【西駒郷基本構想の実現】



推進体制の整備

県庁 ・障害者自律支援室(現障害者自立支援課) (5名⇒10名)

自立支援専門員の設置

・障害福祉課

西駒郷 ・自律支援部(現地域生活支援センター)(4名⇒5名)

(西駒郷における地域生活移行推進本部)

・社会福祉事業団地域移行推進部

(GH・自活訓練棟の設置・運営等)

・管理部、更生訓練部、生業部、保護部

地方事務所福祉課

各圏域 障害保健福祉圏域調整会議(→自立支援協議会)の活用

県、市町村、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、教育、雇用、保健医療相談支援事業者(障害者総合支援センター)等

国の制度だけでは実現不可能 ⇒ 県単独事業により推進

平成17年度の信州モデル創造枠予算中、一般財源の枠は約71億円、そのうち社会部は約10億円、そのうち障害福祉関係は約5億4千万円。

主な信州モデル創造枠予算(モデル分)

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ① 障害者グループホーム等整備事業 | 3億1,407万9千円(2億3,871万2千円) |
| ② 障害者総合支援センター事業 | 2億5,518万2千円(9,801万7千円) |

社会資源の充実

H15・4 ⇒ H18・4

- | | | | | |
|--------------------------------------------|--------|---|--------|---------------------|
| ① 障害者総合支援センター | 34人 | ⇒ | 68人 | 2倍 |
| ② 知的障害者グループホーム | 38か所 | ⇒ | 149か所 | 約4倍
(うちNPO 28か所) |
| ③ 日中活動の場(通所の定員)
(知的障害者通所授産施設、障害者共同作業所等) | 2,177人 | ⇒ | 2,844人 | 約1.3倍 |
| ④ ヘルパー事業所(障害者) | 131か所 | ⇒ | 261か所 | 約2倍 |

長野県の主な地域生活移行支援施策

本人・家族の心配

相談支援

- 地域に出たら、初めてのことやたくさん相談したいこと（就職や日常生活全般）が起こると思う。今は施設の職員が相談に乗ってくれるけど、施設から出たら誰が親身になって相談に乗ってくれるのか心配
- 強度行動障害や重い自閉症など、相談できるところが少なく困っている



相談支援体制の整備

- 障害者総合支援センター
3障害のJ-テイナーや生活支援W-カ、就業支援W-カを全圏域に配置
- 自閉症・発達障害自律支援事業（自閉症・発達支援センター）
自閉症自者等に関する療育相談、関係機関等に対する普及啓発及び研修等
- 障害者ケアマネジメント体制支援事業（相談支援従事者研修事業）
- 高次脳機能障害者自律支援訓練事業
生活・就労復帰の訓練。拠点病院と就労支援機関の連携による就労支援

地域に住む

- 現在、入所・入院しているけれど、グループホームに入居し、地域生活をしたい
- 西駒郷には地域移行希望者が多いけど、みんなが暮らすのに十分なグループホームができるのか心配
- 障害が重いので、グループホームで暮らせるか心配
- 小さな町村なので、同じ障害だけのグループホーム



生活の場の整備

- 知的障害者グループホーム施設整備補助
（補助基準等は左下備考参照）（負担割合 県1/2 設置者1/2）
（西駒郷利用者のための特別加算 県2/3 設置者1/3）
- 精神障害者グループホーム施設整備補助
（負担割合 県1/2 市町村1/4 設置者1/4）
- 障害の重い方が地域で生活するためのグループホーム
（運営費の高上げ補助と施設整備補助）→ ケアホーム
・医療的ケアが必要な重症心身障害者のために H16：2か所→H17：2か所
・ナイトケアなど手厚いケアが必要な方のために H16：3か所→H17：4か所
・ケア付きグループホーム運営事業（精神障害者、退院）
- 地域共生型生活ホーム補助事業（障害が違って、お年寄りや難病患者も、住み慣れた地域で自律した生活を希望する方が入居できる）H17：7か所

地域で働く

- グループホームに出たら、昼間は何をするの？通える通所授産施設や共同作業所があるか心配
- 障害が重い方の日中活動が心配
- 資格を取ったり、就職して収入を増やしたい



就労・日中活動の場の整備

- 施設を退所した方の日中活動の場を拡大するための施設整備補助事業
賃貸物件の改修、通所部創設・増員の改修等
- 障害者ピアサポート事業 当事者活動の支援
- 憩いの家事業 H16：12→H17：18か所
- 共同作業所経営技術パワーアップ事業→福祉的就労の場の工賃アップ
販路開拓・自主製品開発等を支援するJ-テイナー等の配置
- 無料職業紹介事業（地方事務所に求人関係員10人を配置し就業支援します）
↑
- 障害者民間活用委託訓練事業 ← 就業支援W等との連携

地域で暮らす

- グループホームには世話人さんしかいないらしいが必要支援が受けられるか心配
- 親元を離れ、早く自律した生活を
- 週末など、何をしようかわからず、どうしても家の中に閉じこもりがちになってしまう



その他在宅生活支援

- 知的障害者自活訓練補助事業（敷地外自活訓練のための民家改修等を支援）
- 障害者自律生活体験事業
地域の宅幼老所、グループホーム等を利用した1泊2日程度の宿泊体験
- 精神障害者退院支援事業
- 障害者余暇活動支援事業（週末など、家に閉じこもりがちな障害者の余暇活動を提供したり支援する市町村・NPO等を支援）24か所
- 地域生活移行推進員設置事業
民間入所施設の地域生活移行の取組みを支援
- 障害者訪問看護サービス事業（訪問看護サービス・看護師等配置に助成）
- 障害児（者）タイムケア事業
1人300時間、個人の登録介護者宅も対象
- 居宅介護事業

安心して充実した地域生活の実現

(備考) グループホーム施設整備補助事業の概要
○補助基準額 (=157,800円/m²×23.3m²×入居者数)
(例) 4人の場合 基準額14,706,960円 補助額7,353千円(補助率1/2)
補助額9,804千円(補助率2/3)

県だけでは実現不可能 ⇒ 市町村・法人等の協力により推進

市町村、社会福祉法人、NPO法人等との協働により実現

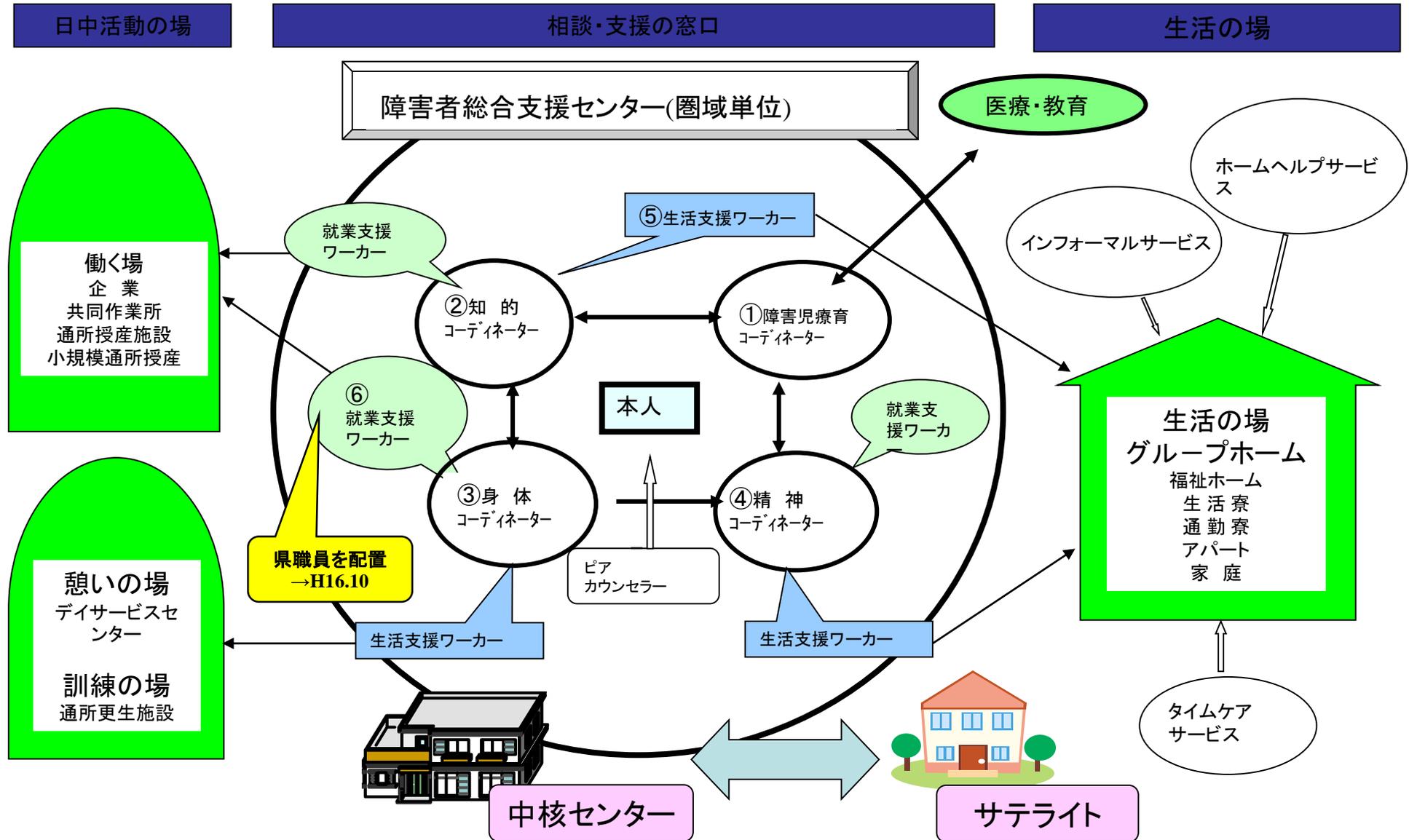
社会資源を県自らが全県に整備するのは不可能。何といたっても社会資源を作り、フォーマル、インフォーマルなサービスを提供するのは社会福祉法人、NPO法人、任意の団体、そして住民。さらにそれを支援する市町村の協力は不可欠。

陳情・要求型⇒協働型へ

- ① 基本構想策定委員会ワーキンググループ
地域の実践者、民間施設から、西駒郷職員から公募
地域生活移行に有効な実践アイデア → 県の施策
- ② 県民参加の政策提言事業
- ③ 利用者、家族との懇談
- ④ 障害者団体の部会等へ出席

現場主義

10圏域に地域生活を支える3障害対応の障害者相談支援センター



スタッフは10圏域にH15・34人 → H17・68人へ

障害者グループホーム等整備事業

通常のGH整備

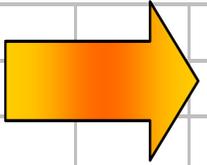
県 (1/2)
設置者負担 (1/2)

西駒郷加算

グループホームの整備に要する経費

通常のグループホーム補助金 (1/2)
上乗せ分 (1/6)
市町村上乗せ分 (1/6)
設置者負担 (1/6)

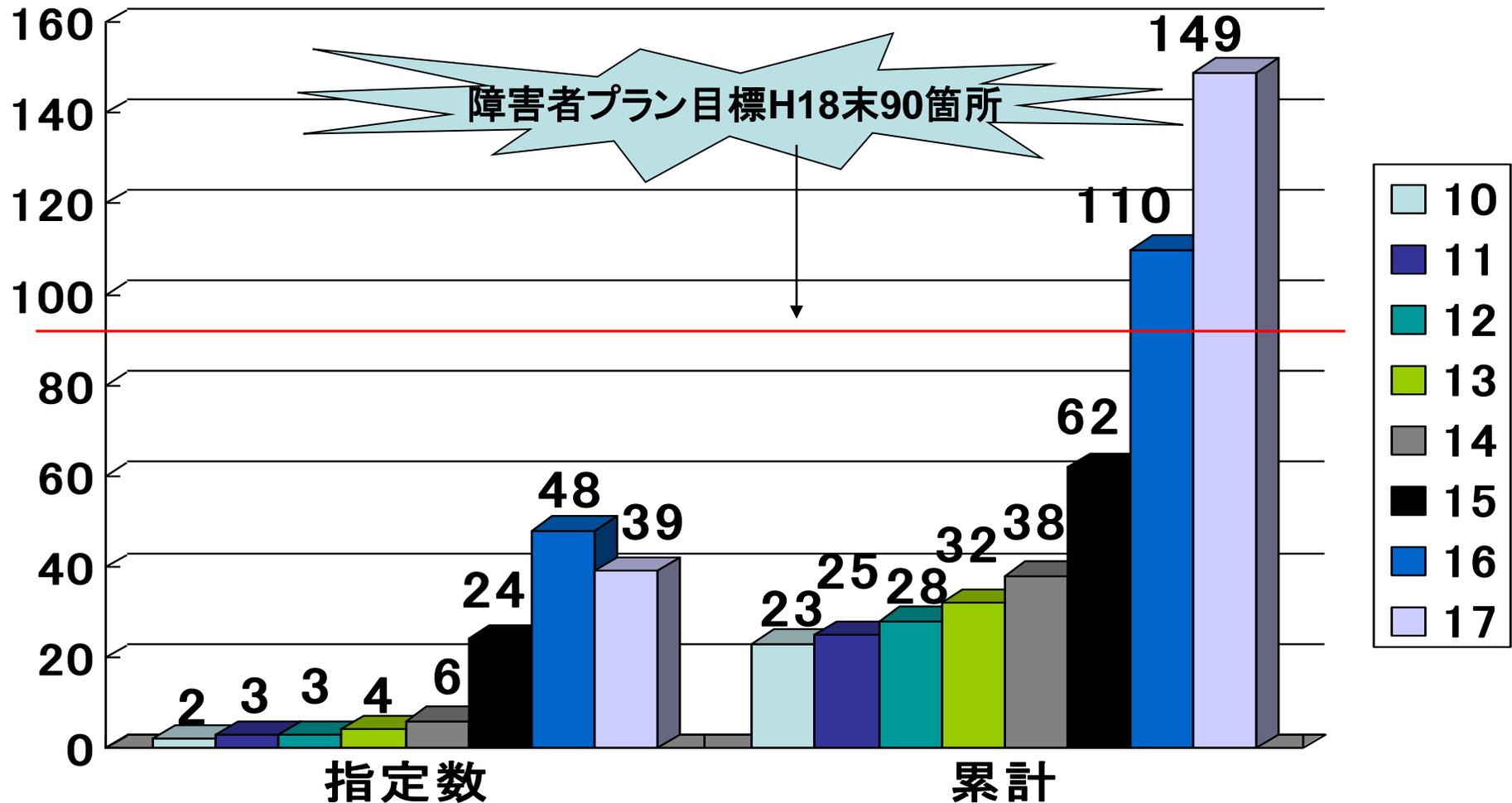
グループホーム施設整備特別補助金
(1/6加算上乗せ)



市町村（松本市他）によってはさらに1/6の嵩上げ補助をするところもある

精神（県1/2・市町村1/4・設置主体1/4）
 知的（県1/2・設置主体1/2・・・西駒加算あり）
 157,800円×23.3㎡×定員
 対象経費上限 新築2000万円・改修1000万円

グループホームの年度別設置状況



H14年度 施設整備費補助事業創設

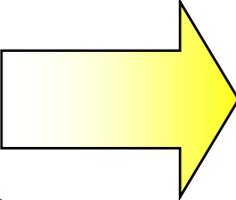
H16年度 運営費補助事業創設

H18.4.1現在・・・GHは149カ所に

西駒郷の地域生活への移行が市町村に波及した (GHの設置状況)

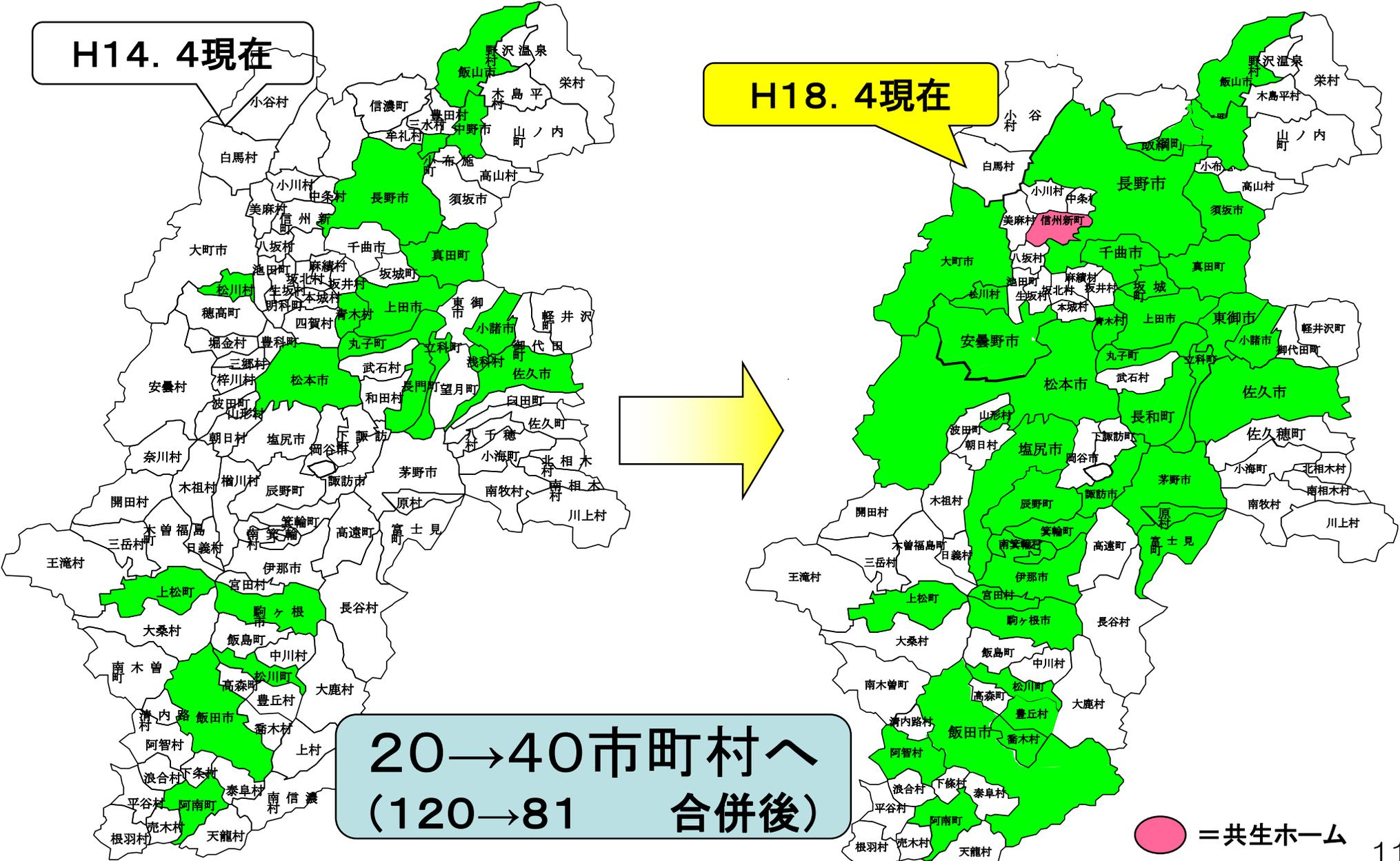
H14. 4現在

H18. 4現在



20 → 40 市町村へ
(120 → 81 合併後)

 = 共生ホーム



重症心身障害者等グループホーム運営事業

概念図

4人定員の場合

H18.9まで(10月以降現状維持検討中)

重症心身障害者グループホームをイメージ

県上乘せ分
(県1/2・市町村1/2)
歩行不能の肢体不自由とIQ
35以下の重度知的障害者で
医療的ケアを必要とする者

1人×126,160円/月

グループホーム 区分1
約131,000円/月

強度行動障害者のグループホームをイメージ

県上乘せ分
(県1/2・市町村1/2)
ナイトケアなど手厚い支援
が必要な重度知的障害者

1人×85,790円/月

5人定員だと68,632円/月

グループホーム 区分1
約131,000円/月

精神障害者のグループホームをイメージ

県上乘せ分
夜間ケアが必要な精神障害者
退院直後も同
85,790円

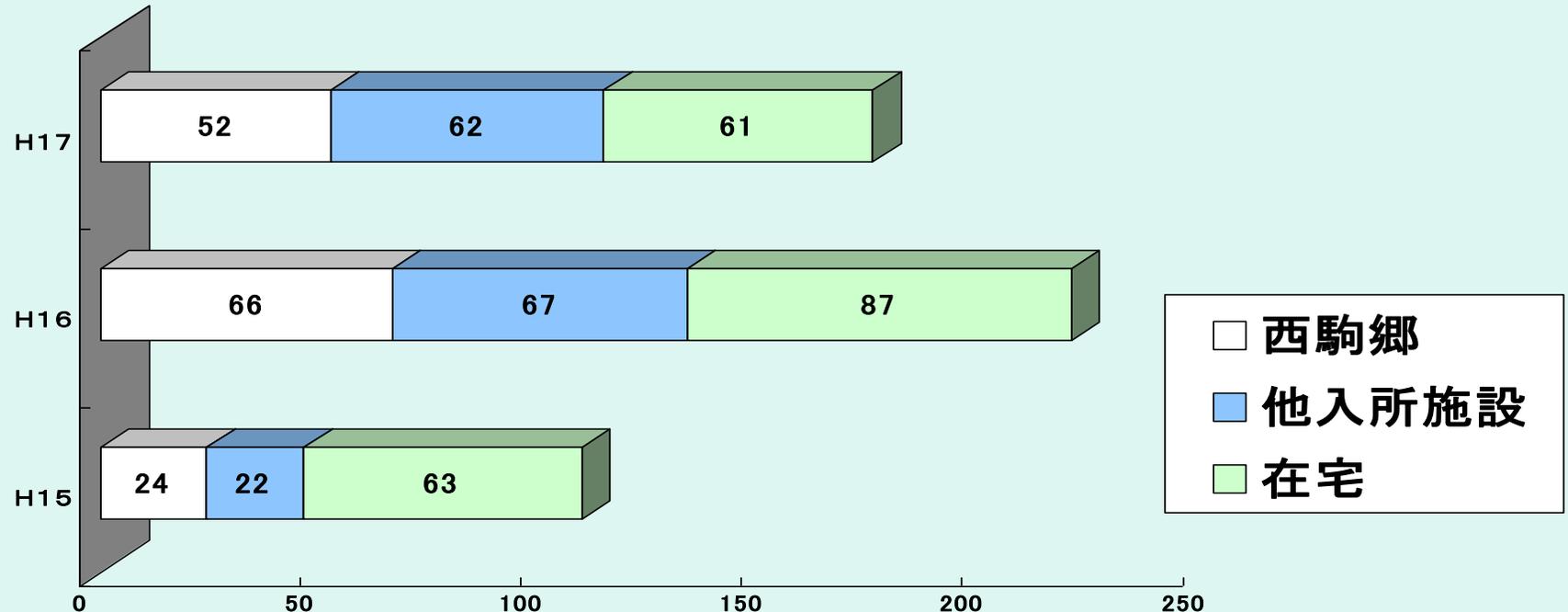
精神障害者
グループホーム 約
65,000円/月

※障害の重さを言い訳にしない・支援の促しと工夫を期待

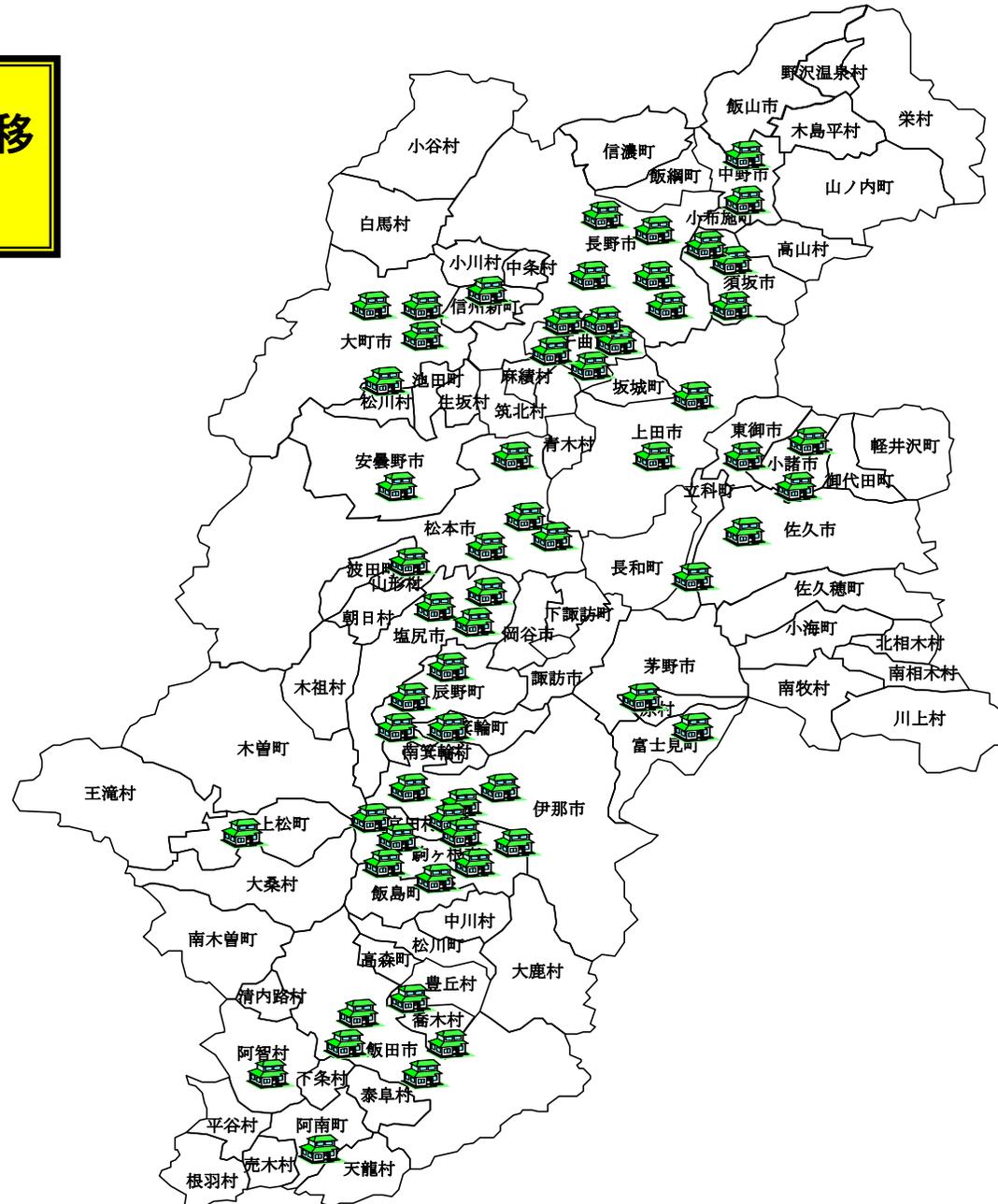
民間入所施設・在宅者からも 地域移行が始まった

※在宅のデータには生活寮利用者を含む

グループホーム入居者内訳



西駒郷利用者地域生活移行先グループホーム



西駒郷地域生活移行の原則

分かりやすい情報提供と丁寧な聴き取り
地域生活体験(本人の安心・自信)
いつでも再入所(家族の安心)

家族に転嫁することなく
(自宅に戻すのではなく)
多様な移行ルート
(グループホーム等)の
生活の場を用意する。

西駒郷の地域生活移行
施策を、全県的な施策として
知的障害のある人たちへと
波及させる。



3本柱の用意

1. 暮らす場
2. 働く場
3. 相談できる人と場
(権利擁護支援体制)

3障害共通の
在宅サービスと展開

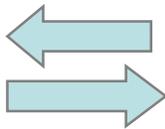


グループホーム・公営
住宅の活用・アパート
等……ひとつのグル
ープホームを作ることが地
域を変える最大の啓
発運動

本人の意思の尊重と家族の理解

- 1 本人の意向が基本、正確に聴き取ることが重要。
 - 分かり易い情報の提供を繰り返し行う。(ビデオ、見学、体験、仲間からの情報提供、支援する職員の知識と実践)
 - 聴き取りには時間が必要 → 揺れ・ぶれを超えるための時間
 - 聴き取りが困難な障害の重い方
- 2 家族の不安を解消することも大切な要素
 - 定期的に入所者の地域生活移行の状況を知らせる。
 - 地域生活移行した方のご家族に語ってもらう。
 - 安心感を醸成するためにグループホーム等の見学ツアーを開催。
(話だけでなく、GHや自活訓練の現場を見てもらう)
 - 地域生活に馴染めなかったときの再入所の確保
 - 援護の責任を一方的に家族に転嫁することなく社会全体で支える。
 - 画一的、強制的な進め方はしない。
 - 家族支援も必要。家族の個々に責任ある相談体制をとる。

地域生活への移行ステップ



情報提供(本人・家族)



グループホームの設置情報・調査
(計画・予算・地域環境等)

※県現地機関・市町村・相談支援事業者等も調査等に参画



入居条件・日中活動条件
地域生活環境等、調査資料・写真

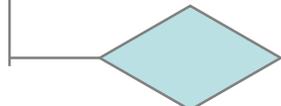


地域移行調整会議



現地見学・生活体験

本人選択



自己決定(内定)

移行実施



地域移行ケアプラン
(土日の活動等)

自己決定(退所手続き・移行決定)

再評価



モニタリング

長野の強み:エンジン:長野県の障がい者総合支援センター

業務外業務
潜在化⇔顕在化

アメーバ的に多職種
連携の強化の仲人、
触媒役

総合支援センター

基幹相談支援
センター

※地域生活支援拠点
安心コーディネーター
※医ケア児等コーディネーター

三障がいの基本相談

心理、療法士等
の武器を持てる

療育コ
ーデ
ィネ
ーター

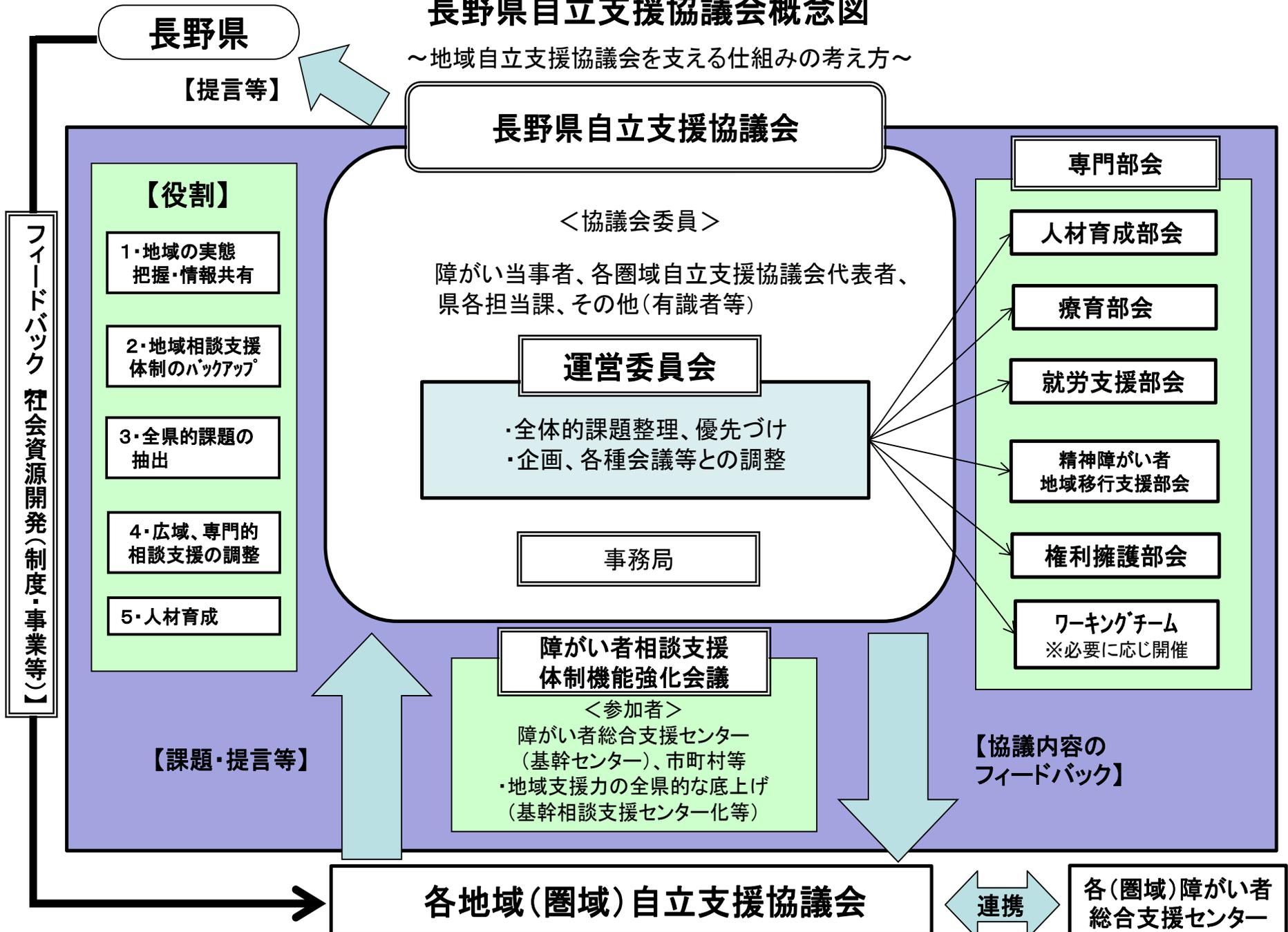
就業・生活
支援センター

退院支援Co

発達障がい
サポート
マネージャー

長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～



北信圏域の拠点整備方法(相談、緊急時の受け入れ・対応) ⇒長野県全県へ

STEP 1

対象者の 洗い出し

- 圏域内に緊急時の対応が必要な障がいのある方がどのくらいいるのかをあらかじめ把握
- 洗い出しにあたっては、基幹センターと行政の連携が重要

STEP 2

登録制

- 緊急時の対応が必要な方の情報を事前に把握
- 登録にあたり、地域定着支援(台帳整備)を活用

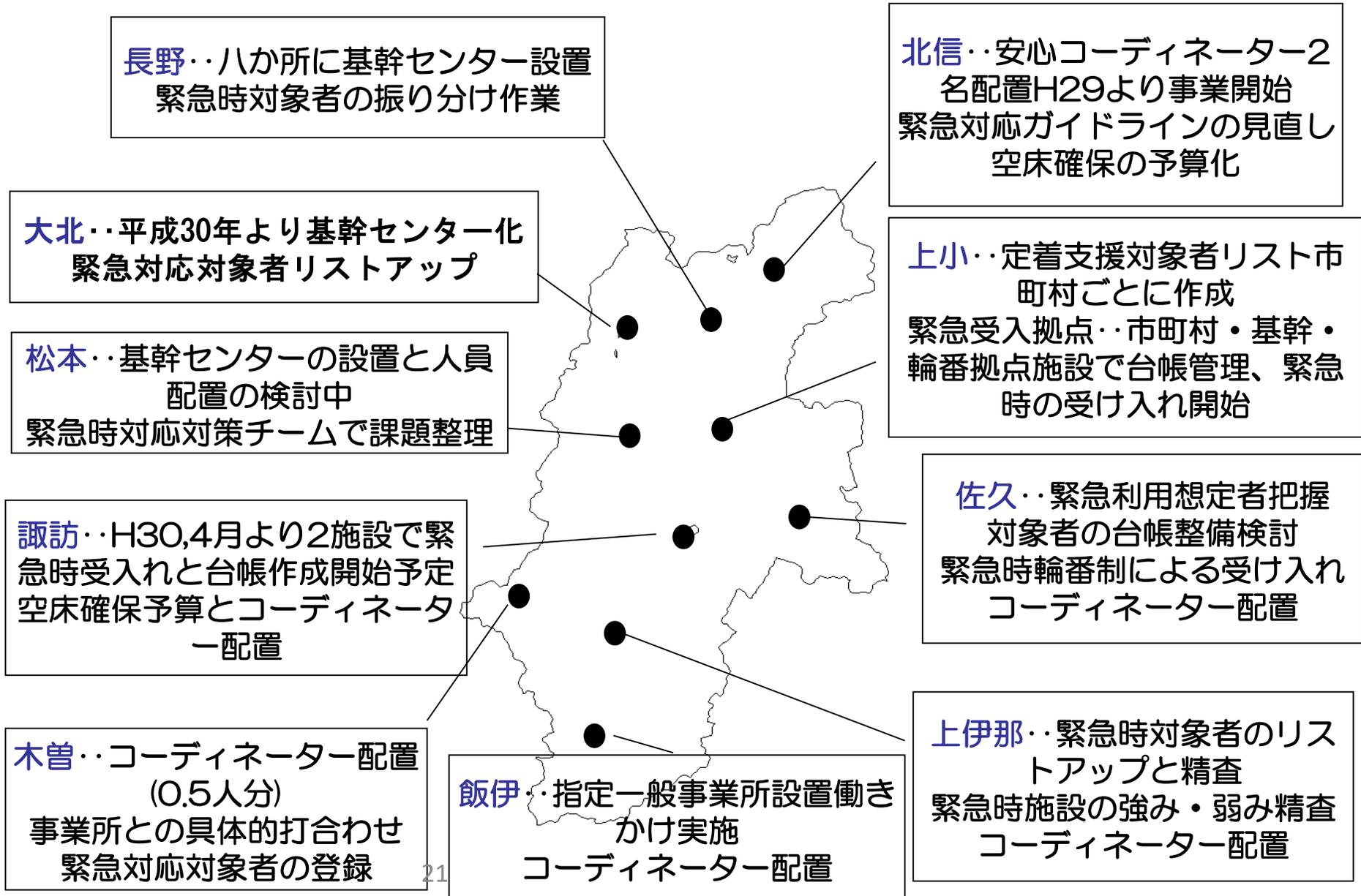
STEP 3

個別の 緊急フロー

- 顔の見える支援体制の整備
- 緊急連絡が入る際にどのような支援をするのかをご本人と関係者で事前に共有・**武勇伝より予防的支援プラン**

いわゆるクライシスプランの作成・48時間ルール、72時間ルール

地域生活支援拠点の取り組み状況(令和元年時点)



地域生活支援拠点実現のための歩み

～エンジンは総合相談センターと行政との官民協働～

●第一幕(平成15年～平成16年)

- ・長野県10圏域での「障害者総合相談支援センター」配置
- ※西駒郷地域生活移行の取り組み

●第二幕(平成18年)

- ・本気の「自立支援協議会」

●第三幕(平成24年～27年)

- ・計画作成100% / 総合センターに基幹機能の再構築

●第四幕(平成28年～30年)

- ・地域生活支援拠点の全県整備

※令和元年・地域包括・超職種連携

H30,4,1時点
長野県 9圏域60市町村
全国 30圏域 144市町村